

鈴鹿市総合評価落札方式試行要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が鈴鹿市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）、鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱（平成14年鈴鹿市告示第73号）、鈴鹿市郵便入札実施要綱（平成15年鈴鹿市告示第29号）及び鈴鹿市電子入札等実施要綱（令和4年鈴鹿市告示第29号）に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 対象工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 社会的要請のある事項又は施工上の特定の課題について技術提案を求め、民間事業者の工夫や技術力を活用することで公共工事の品質をより高めることを期待する工事
- （2） 入札者の施工能力、社会貢献等の取組及び技術者の能力並びに入札価格を一体として評価することで公共工事の品質を確保することを期待する工事
- （3） その他必要と認める工事

（総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- （1） 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
  - （2） 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
  - （3） 価格以外の評価点：入札者の技術提案内容や工事の施工能力等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、入札を実施する前に予め落札者決定基準（評価項目、評価基準及び配点をいう。以下同じ。）を定め、落札者決定基準に基づき算定するものとする。
- 3 総合評価の形式は次のとおりとする。
- （1） 技術提案型：第2条第1号の工事に該当する場合
  - （2） 施工能力評価型：第2条第2号の工事に該当する場合
  - （3） その他：この要領に定めない方式による場合

（入札方式）

第4条 入札方式は、条件付一般競争入札とする。

（失格基準価格の設定）

第5条 総合評価落札方式で落札者を決定する入札には、失格基準価格を設定するものとする。

- 2 失格基準価格を下回る価格による入札者は失格とする。
- 3 失格基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の10分の7.5（1万円未満切り上げ）の額とする。

（低入札価格調査基準の設定）

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準として、低入札価格調査基準を設定するものとする。

- 2 前項の低入札価格調査基準は、鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成11年鈴鹿市告示第22号。以下「要綱」という。）第2条に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

（予定価格調書への記入）

第7条 失格基準価格及び低入札価格調査基準を設定したときは、要綱第5条の規定を準用し、予定価格調書へ失格基準価格及び低入札価格調査基準を記入するものとする。

（審査）

第8条 鈴鹿市発注工事の施行を所掌する課長（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第18条第1項の表に規定する課長をいう。以下「工事担当課長」という。）は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、事前に実施の適否及び落札者を決定するための総合評価の方法について鈴鹿市市内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第1項に定める

鈴鹿市請負工事等執行部会（以下「請負工事等執行部会」という。）の審査を受けるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第9条 市長は、総合評価落札方式により入札を行うために落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項に規定によりあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準及び落札者の決定）

第10条 工事担当課長は、前条による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは請負工事等執行部会において審議の上、実施の方法を決定するものとする。

2 市長は、前条による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、落札者を決定しようとする際に改めて意見を聴く必要があるとされたときは、開札後に再度、学識経験者の意見聴取を行い、速やかに落札者を決定するものとする。

（総合評価落札方式技術審査会）

第11条 請負工事等執行部会の会長は、第3条第3項第1号に規定する技術提案型による入札を実施する場合は、総合評価落札方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置するものとする。

2 技術審査会は、入札者から出された技術提案を審査するものとする。

3 技術審査会を構成する委員については、請負工事等執行部会の会長が対象工事の規模及び内容により選定し、指名するものとする。

（価格以外の評価点の審査及び決定）

第12条 価格以外の評価点の審査及び決定は、次の各号の規定による。

（1） 第3条第3項第1号に規定する技術提案型による場合の技術提案の審査は、技術審査会委員が提案の内容及び採否を審査し、評価点は技術審査会の審査を基に技術監理契約課長が決定するものとする。

（2） 技術提案を除いた評価点は、入札者から提出される工事成績等の資料に基づき採点し、技術監理契約課長が決定するものとする。

（落札決定方法）

第13条 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は、次の各号の規定による。

（1） 入札者のうち、次の要件を満たす者を審査対象とする。

ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術提案等の資料を提出した者

イ 入札者が入札公告に定めた必要な要件を満たし、有効な入札を行った者

（2） 入札価格が予定価格以下、失格基準価格以上の入札者を対象に総合評価を行う。

（3） 落札者は、総合評価点の最も高い者とする。

（4） 総合評価点と同点になった場合は、価格点の高い者を落札者とする。

（5） 総合評価点が最も高い者の入札価格が、第6条に規定する低入札価格調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留し、当該入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合に落札者と決定する。

（低入札価格調査）

第14条 前条第1項第5号に規定する低入札価格調査を行う場合は、要綱第7条の規定を準用し、調査開始前に調査対象者が入札時に提出した工事費内訳書に記載された積算内訳の費目別金額を確認することとし、要綱第7条の規定を満たさないときは調査対象者を失格とし低入札価格調査を行わないこととする。

2 前項の規定により要綱第7条の規定を満たしたことが確認できた場合は、要綱第8条第2項の規定を準用し、調査対象者に対して低入札価格調査を行うこととする。

3 前項の規定により実施した低入札価格調査の結果を要綱第9条の規定を準用し、請負工事等執行部会へ報告し、審査を受けるものとする。

4 低入札価格調査の結果、落札者の決定に関して要綱第10条の規定を準用する。この場合、同条第2項にある「最低の価格をもって申込みをした者」を「総合評価点がもっとも高い者」に読み替え、総合評価点が最も高い者を失格とした場合にあつては、失格基準価格以上、予定価格以下の価格による他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者（以下「次順位者」という。）

を落札者と決定する。ただし、次順位者が低入札価格調査基準を下回る価格による入札者であった場合には、前条第5号の規定を適用する。

- 5 市長は、低入札価格調査基準を下回る価格により契約する場合は、要綱第11条及び第12条に規定する条件を適用するものとする。

(入札参加者への周知)

第15条 市長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知する。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の内容及び提出に関すること
- (3) 価格以外の評価を行う場合の評価項目及びその配点に関すること
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法に関すること
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること
- (6) 価格以外の評価に対する疑義照会に関すること
- (7) 低入札価格調査基準及び失格基準価格を設定していること
- (8) 総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行った後に、落札者を決定すること
- (9) その他必要な事項

(入札時に必要な資料)

第16条 入札に参加しようとする者は、入札公告において定める価格以外の評価を行うために必要な技術提案等の資料を、提出期限までに入札書と同時に提出すること。

- 2 前項の資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。
- 3 第1項の規定により提出を受けた技術提案等の資料は、入札終了後においても返却しないものとする。
- 4 技術提案等の資料提出後における内容の追加、変更又は書類の差し替えは認めないものとする。

(入札結果及び評価結果の公表)

第17条 技術監理契約課長は、落札決定後、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 入札者名
  - (2) 各入札者の入札価格
  - (3) 各入札者の価格評価点
  - (4) 各入札者の価格以外の評価点
  - (5) 各入札者の総合評価点
  - (6) 各入札者の価格以外の評価点の内訳明細（評価項目別の点数）
- 2 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された技術資料は公表しないものとする。
  - 3 入札者は、第1項の規定により公表された自らの評価点等（技術提案項目の詳細を除く。）について、公表された日以降に、書面により情報提供の申し出又は疑義の照会をすることができる。
  - 4 技術監理契約課長は、前項の規定により照会があった場合は、書面により速やかに回答するものとする。
  - 5 他社の評価結果に係る情報提供の申し出については、鈴鹿市情報公開条例第7条第3号により公開又は提供しないものとし、疑義の照会も受け付けないものとする。

(価格以外の評価内容の確保等)

第18条 落札者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札者とは契約しないものとする。

- 2 落札者は、契約後、入札時の価格以外の評価内容及び自らの提出した技術提案のうち、契約において特記仕様とした内容を履行する責任を有する。
- 3 市長は、工事目的物又は履行状況について、前項により特記仕様とした内容を満足しないものがあるときは、受注者が工事完成報告書を提出した後であっても、受注者に対し履行の追完を請求することができる。また、市長が履行の追完を請求した場合には、受注者は、再度の履行義務を負う。
- 4 前2項の場合において、特記仕様とした内容が満たされない場合、又は再度の履行が困難な場合には、市長は、工事完成認定日以降の予め定めておいた期間中に入札公告が行われる総合評価落札方式による入札において、当該受注者が参加する場合は当該受注者が申告した評価点

から予め定めておいた点数の減点を行うものとする。

- 5 前項の規定による評価点の減点となる事案が生じた場合は、請負工事等執行部会にて意見聴取のうえ減点を決定し、対象となる受注者へ通知するものとする。
- 6 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとする。

(その他)

第19条 工事担当課長は、この要領に関して疑義が生じた場合は、技術監理契約課長と協議し対応をする。

- 2 第3条第3項第1号に規定する技術提案型及び同項第2号に規定する施工能力評価型による総合評価落札方式での入札を実施した場合で、当該入札の結果が不調又は不落となったときは、工事担当課長は、総合評価落札方式によらず鈴鹿市条件付一般競争入札実施要綱又は鈴鹿市建設工事等指名基準により再度の入札を行うことができるものとする。ただし、総合評価落札方式によらず入札を実施する場合は、改めて請負工事等執行部会の審査を受けるものとする。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、この施行の日以降に入札の公告を行う工事について適用し、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。